

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年2月12日(2010.2.12)

【公開番号】特開2007-199697(P2007-199697A)

【公開日】平成19年8月9日(2007.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2007-030

【出願番号】特願2006-347334(P2006-347334)

【国際特許分類】

G 0 9 F 9/00 (2006.01)

G 0 2 F 1/1335 (2006.01)

G 0 2 F 1/13363 (2006.01)

【F I】

G 0 9 F 9/00 3 1 3

G 0 9 F 9/00 3 2 4

G 0 2 F 1/1335 5 1 0

G 0 2 F 1/13363

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月16日(2009.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに対向配置された、第1の透光性基板及び第2の透光性基板の間に挟持された表示素子と、

前記第1の透光性基板、又は第2の透光性基板の外側に、積層された偏光板と、   を有し、

前記積層された偏光板は、互いの吸収軸に対する消衰係数が異なり、かつ互いの吸収軸が平行ニコルとなるように配置されることを特徴とする表示装置。

【請求項2】

互いに対向配置された、第1の透光性基板及び第2の透光性基板の間に挟持された表示素子と、

前記第1の透光性基板、又は第2の透光性基板の外側に位相差板と、

前記位相差板の外側に、積層された偏光板と、   を有し、

前記積層された偏光板は、互いの吸収軸に対する消衰係数が異なり、かつ互いの吸収軸が平行ニコルとなるように配置されることを特徴とする表示装置。

【請求項3】

互いに対向配置された、第1の透光性基板及び第2の透光性基板の間に挟持された表示素子と、

前記第1の透光性基板の外側に、第1の積層された偏光板と、

前記第2の透光性基板の外側に、第2の積層された偏光板と、   を有し、

前記第1の積層された偏光板は、積層する偏光板同士において互いの吸収軸に対する消衰係数が異なり、かつ積層する偏光板同士の互いの吸収軸が平行ニコルとなるように配置され、

前記第2の積層された偏光板は、積層する偏光板同士において互いの吸収軸に対する消衰係数が異なり、かつ積層する偏光板同士の互いの吸収軸が平行ニコルとなるように

配置されることを特徴とする表示装置。

【請求項 4】

互いに対向配置された、第 1 の透光性基板及び第 2 の透光性基板の間に挟持された表示素子と、

前記第 1 の透光性基板の外側に、第 1 の位相差板と、

前記第 2 の透光性基板の外側に、第 2 の位相差板と、

前記第 1 の位相差板の外側に第 1 の積層された偏光板と、

前記第 2 の位相差板の外側に第 2 の積層された偏光板と、を有し、

前記第 1 の積層された偏光板は、積層する偏光板同士において互いの吸収軸に対する消衰係数が異なり、かつ積層する偏光板同士の互いの吸収軸が平行ニコルとなるように配置され、

前記第 2 の積層された偏光板は、積層する偏光板同士において互いの吸収軸に対する消衰係数が異なり、かつ積層する偏光板同士の互いの吸収軸が平行ニコルとなるように配置されることを特徴とする表示装置。

【請求項 5】

請求項 1 または 2 において、

前記積層された偏光板の積層枚数は 2 枚であることを特徴とする表示装置。

【請求項 6】

請求項 3 または 4 において、

前記第 1 の積層された偏光板の積層枚数は 2 枚であり、

前記第 2 の積層された偏光板の積層枚数は 2 枚であることを特徴とする表示装置。

【請求項 7】

請求項 1 乃至 6 のいずれか一項において、前記表示素子は液晶素子であることを特徴とする表示装置。

【請求項 8】

請求項 1 乃至 6 のいずれか一項において、前記表示素子は発光素子であることを特徴とする表示装置。